資料①

民法等改正法の適切な運用の確保に向けた取組の概要

令和８年７月
法務省民事局

【民法等改正法の概要】

- 父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益を確保するため、父母の離婚後の子の養育に関する民法等の規定を改正するもの
- 令和６年５月成立・公布 ➡ 令和８年４月１日施行
- 改正法の趣旨・内容に沿った適切な運用を確保するためには、引き続き適切かつ十分な周知が必要

これまでの主な取組

- 関係府省庁等連絡会議の設置（連絡会議１回、幹事会７回実施）
  - ○ 関係府省庁等の間での情報共有・意見交換（随時）
  - ○ Ｑ＆Ａ形式の解説資料の作成
    - ①民法編（R7.6.30取りまとめ、R8.4.22最新改訂）
    - ②行政手続・支援編（R7.8.27取りまとめ、R8.4.22最新改訂）
- 共同養育計画の作成促進
  - ○ パンフレットの配布（法務省ウェブサイトに掲載）
  - ○ 作成支援ページ、短時間で視聴できる解説動画の公開
- 改正法の周知・広報
  - ○ パンフレット、ポスター等の配布（法務省ウェブサイトに掲載）
  - ○ 外国語版パンフレット（英語、フランス語）の法務省ウェブサイトへの掲載
  - ○ 解説動画の公開
- 自治体や裁判所等の職員向け研修会等での説明（随時）
  （これまでに合計４０回の説明会等を実施）
- 調査研究（報告書を法務省ウェブサイトに掲載）
  令和６年度：①離婚後の子の養育計画、②養育費請求のための民事執行手続
  令和７年度：①共同養育計画の作成促進、②子の意見・意思の把握・反映

今後の主な取組予定

- 令和８年度調査研究
  令和７年度調査研究の結果や改正法施行の状況を踏まえた調査研究を検討中
- 法務省ウェブサイトの改修（父母向け・こども向け）